

介護老人福祉施設たきべ野
短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人孝悌会が開設する指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 介護老人福祉施設たきべ野（以下「事業者」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護または要支援の状態にある者（以下「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業者は、地域や家庭との結びつきを重視しながら、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービス機関との連携を図るものとする。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人福祉施設たきべ野 ((介護予防) 短期入所生活介護)
- (2) 所在地 安曇野市豊科高家5090番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者は、介護老人福祉施設と兼務であり、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、必要に応じて増員することができる。

- (1) 管理者 1名
管理者は、施設に携わる職員の管理、指導を行う。
- (2) 医師 (非常勤) 1名
医師は利用者の疾病または負傷に対して、適確な診断のもと、妥当適切に診療を行う。
- (3) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、施設サービス計画の作成並びに必要な助言その他の援助を行う。
- (4) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者又はその家族からの相談及び生活指導に適切に応じるとともに、介護支援専門員との連携を図り、利用者への援助を行う。
- (5) 看護・介護職員 34名以上
 - ・看護職員 3名以上
 - ・介護職員 31名以上看護・介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ看護及び介護を提供する。
- (6) 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。

(7) 栄養士又は管理栄養士 1名以上

栄養士又は管理栄養士は、利用者の給食管理及び栄養管理を行う。

(8) その他従業者 実状に応じた適當数

(利用定員)

第5条 事業者の利用定員は、20名とする。(ユニット型個室 20名)

ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

2 ユニット数は10で、ユニットごとの入居定員は10名とする。これは、介護老人福祉施設との共用とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

1 利用者の自立の支援と日常生活上の援助

(1) 介護は各ユニットにおいて利用者が相互に社会関係を築き、心身の状況等に応じ自律的な日常生活を営むことができるよう支援する。

(2) 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むよう支援する。

(3) 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により排せつの自立に向けて支援する。

2 食事の提供

(1) 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとし、利用者の自立の支援に配慮し、できる限り離床し食堂で行う。

(2) 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、心身の状況に応じてできる限り自立した食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。

3 機能訓練

利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行う。

4 健康管理

医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

5 相談及び援助

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者又はその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言、援助を行う。

6 その他のサービスの提供

利用者のための教養娯楽設備を備えるほか、レクリエーション行事を適宜に行う。

(サービスの取扱方針)

第7条 事業者は、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行う

2 事業者は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配属するとともに、利用者のプライバシーの確保に配慮する。

- 3 事業者は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて適切な技術をもって行う。
- 4 事業者は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に（介護予防）短期入所生活介護サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 5 事業者は、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 6 事業者は、常に提供したサービスの質の管理・評価を行う。

（利用料その他の費用）

- 第8条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスに該当する場合は、各利用者の介護保険負担割合証に記載された割合を乗じた額とする。
- 2 前項に掲げる費用の他、滞在費、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については、契約書別紙の「介護老人福祉施設たきべ野 短期入所生活介護 利用料金表」「介護老人福祉施設たきべ野 介護予防短期入所生活介護 利用料金表」に定めるとおりとする。

（通常送迎の実施区域）

- 第9条 通常送迎の実施区域は、安曇野市、松本市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第10条 利用者がサービスの提供を受ける際に注意すべき事項は次のとおりとする。
- （1）利用時に、事業所内で行われるサービスに関する説明を受け、十分に理解をした上でサービスを受けるものとする。
 - （2）事業所内の器具・設備の使用については、施設の職員の指示に従うものとし、器具の破損等には十分注意する。
 - （3）事業所内に、危険物等、他の利用者の迷惑となるようなものは持ち込まない。
 - （4）事業所における日課を守るとともに、他の利用者の迷惑となるような行為については行わないものとする。

（緊急時の対応）

- 第11条 利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡をとる等必要な処置を行う。

（事故防止及び賠償責任）

- 第12条 事業者は、利用者の事故の発生または再発を防止するため、事故報告様式を作成・周知し、安全対策担当者を定め、組織的な安全対策体制を整備するとともに、委員会を定期的に開催し、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- 2 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族又は身元引受人並びに関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 3 利用者に対するサービスの提供にともなって、天災地変等不可抗力による場合を除き、事業者の責に帰すべき事由により入所者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。ただし、利用者にも故意または重大な過失が認められる場合は、損害賠償の額を減じることができる。
- 4 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び水防法第15条の3に規定する避難確保計画に基づき、非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は施設管理者を当て、火元責任者には各室の責任者を当てる。
- (2) 始業時・就寝時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害設備は常に有効に保持するように努める。
- (4) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (5) 非常災害設備の使用法の徹底を、随時行う。
- (6) 消火訓練・避難訓練(夜間を想定した訓練を含む)を年2回、通報訓練を年1回行う。また、浸水を想定した防災訓練を年1回行う。
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(苦情処理)

第14条 提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情や施設外からの苦情については、別に定める「福祉サービスに対する苦情解決に関する要綱」により、迅速かつ適切に対応し、苦情に関する記録は、5年間保存するものとする。

- 2 苦情の処理に当たり、状況に応じて、市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導助言を受けた場合においては、その指導助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話の活用可能)を設置し定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し虐待防止のための研修を定期的開催する。
 - (4) 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村に報告するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第16条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

(以下「身体拘束等」という)は行わない。また身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載し、利用者や家族に説明を行い、同意を得た上で実施する。

(提供拒否の禁止)

第17条 事業者は、正当な理由なく事業の提供を拒まないものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第18条 事業者は事業所の通常の実施地域を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な事業を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の(介護予防)短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第19条 事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、同意見に配慮して、事業を提供するよう努めるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第20条 事業の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該入所申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第21条 事業の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(記録の整備)

第22条 事業者は、この事業を行うために必要な記録を整備し、その完結の日から2年間(苦情・事故・身体拘束に関する記録は5年間)保存するものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第23条 事業者は、事業を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

(1) 正当な理由なしに事業の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(掲示)

第24条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従事者の勤務体制その他利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第25条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第26条 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下のような措置を講ずる。

(1) 感染症対策委員会（テレビ電話の活用可能）をおおむね6カ月に1回開催する。

(2) 感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第27条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益の供与を禁止するものとする。

(地域社会との連携)

第28条 事業者は常に地域社会との連携を深め、利用者が地域の一員として自立した生き甲斐のある生活が営めるように配慮しなくてはならない。

(ハラスメントの防止)

第29条 事業者は、従業者に対し、ハラスメントを防止するための必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第30条 感染症や非常災害等の発生時において、入所者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講ずる。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的

実施する。

- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第31条 事業者は、従業員の資質の向上を図るため、採用後6ヶ月以内に新規採用時研修を実施する。また研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

- 2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は事業者が定める。

- (附則)
- 1 この規程は、平成16年10月16日から施行する。
 - 2 この規程は、平成17年10月1日から改定施行する。
 - 3 この規程は、平成20年4月1日から改定施行する。
 - 4 この規程は、平成25年4月1日から改定施行する。
 - 5 この規程は、平成28年11月1日から改定施行する。
 - 6 この規程は、令和元年6月1日から改定施行する。
 - 7 この規程は、令和元年10月1日から改定施行する。
 - 8 この規程は、令和3年4月1日から改定施行する。
 - 9 この規程は、令和4年12月16日から改定施行する。
 - 10 この規程は、令和6年2月1日から改定施行する。
 - 11 この規程は、令和6年4月1日から改定施行する。